

一宮町公告第23号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、一宮町農業振興地域整備計画を変更したいので、第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、一宮町に対し、理由を付した文書を持って、意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更に係る農用区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和4年5月31日までに、一宮町にこれを申し出ることができる。

令和4年 4月15日

一宮町長 馬淵昌也



- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所  
（意見提出及び異議の申出場所も同様とする。）  
一宮町一宮2457番地  
一宮町役場 産業観光課
- 2 縦覧時間  
8時30分から17時15分（土日祝日を除く）
- 3 縦覧期間  
自 令和4年 4月15日  
至 令和4年 5月16日